

令和3年12月28日

「お客さまの資産運用・資産形成にかかる取組方針」の改定について

北海道信用金庫は、金融庁が令和3年1月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を改訂したことに伴い、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を「お客さまの資産運用・資産形成にかかる取組方針」（以下、「本方針」といいます。）として、下記のとおり改定しましたので、お知らせいたします。

記

1.改定内容

- (1) 方針名の変更 : お客さまに分かりやすい方針名とするため、「お客さまの資産運用・資産形成にかかる取組方針」に変更いたしました。
- (2) 構成の変更 : 金融庁の上記原則の項番順に本方針が対応する構成に変更いたしました。
- (3) 取組事項の追加 : 方針毎に、具体的な当金庫の取組事項を追加いたしました。
- (4) 対応関係表の作成 : 金融庁の上記原則と本方針との対応関係を明確にするため、対応関係表を作成いたしました。

※改定後の本方針の詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

2.改定日

令和3年12月28日

以上